

○広島修道大学大学院法学研究科学位論文及び最終試験等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則（以下「学則」という）、広島修道大学学位規程（以下「学位規程」という）及び広島修道大学大学院法学研究科履修細則に定める学位論文（修士論文及び特定課題研究論文）、演習論文（以下あわせて「学位論文等」という）及び最終試験に関して必要な事項を定める。

(特定課題研究論文)

第2条 特定課題研究論文とは、演習コース修了予定者が提出する演習論文で法律学専攻においては4本、国際政治学専攻においては3本をいう。

(審査基準)

第3条 修士論文の合否は、次の各号に定める基準により総合的に判定する。

- (1) 論文の形式を備えていること。
- (2) 論点が明確であり、論述が論理的であること。
- (3) 主題に関する主要な先行研究を踏まえ、かつ十分に理解していること。
- (4) 内容に独創性が認められること。
- (5) 文献の引用が適切になされていること。
- (6) 研究倫理面の配慮が適切かつ十分になされていること。

2 特定課題研究論文の合否は、次の各号に定める基準により総合的に判定する。

- (1) 論文の形式を備えていること。
- (2) 論点が明確であり、論述が論理的であること。
- (3) 主題に関する主要な先行研究を踏まえ、かつ十分に理解していること。
- (4) 文献の引用が適切になされていること。
- (5) 研究倫理面の配慮が適切かつ十分になされていること。

3 修士論文コースの最終試験の合否は、次の各号に定める基準により総合的に判断する。

- (1) 修士論文の内容についての質問に対し、適切に応答できること。
- (2) 修士論文作成に当たっての研究方法についての質問に対し、適切に応答できること。
- (3) 修士論文作成を含めて、修士課程における研究の目的、方法、意義について十分に理解し、明確に説明できること。
- (4) 専攻分野及びそれに関連する分野についての質問に的確に応答できること。

4 演習コースの最終試験の合否は、次の各号に定める基準により総合的に判断する。

- (1) 特定課題研究論文の内容についての質問に対し、適切に応答できること。

- (2) 特定課題研究論文作成に当たっての研究方法についての質問に対し、適切に応答できること。
- (3) 特定課題研究論文作成を含めて、修士課程における研究の目的、方法、意義について十分に理解し、明確に説明できること。
- (4) 演習論文において取り上げたテーマに関連する分野を中心に法学又は国際政治学等についての質問に的確に応答できること。

(修士論文及び修士論文題目届の提出)

第4条 修士論文(要旨を含む。以下同じ。)は、次の期日までに研究科委員会に提出しなければならない。

- (1) 前期(春学期)末の修了 7月7日
- (2) 後期(秋学期)末の修了 1月7日

2 修士論文題目届は、次の期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

- (1) 前期(春学期)末の修了 5月7日
- (2) 後期(秋学期)末の修了 11月7日

3 題目届提出後に題目を変更するときは、指導教員の承認を得て、所定の様式による修士論文題目変更届を修士論文と一緒に提出しなければならない。

(修士論文の作成及び提出の様式)

第5条 修士論文の作成様式は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 日本語又は英語で作成する。
- (2) 文書作成ソフトにより作成する。ただし、日本語で作成する場合は、手書きによることもできる。
- (3) 文書作成ソフトによる場合、以下の様式で作成する。

〈日本語による作成〉

(a) たて書き

- ① A4判よこの用紙に1頁当たり1,200字(1行40字30行)とする。
- ② 枚数は、本体(注記、図表を含む)33枚程度、その要旨3枚程度とする。

(b) よこ書き

- ① A4判たての用紙に1頁当たり1,200字(1行40字30行)とする。
- ② 枚数は、本体(注記、図表を含む)33枚程度、その要旨3枚程度とする。

〈英語による作成〉

A4判たての用紙にWスペースで20,000語程度、その要旨2,000語程度とする。

(4) 手書きによる場合、以下の様式で作成する。

① A4判400字詰原稿用紙を使用する。

② ペン又はボールペンで清書する。

③ 枚数は、本体（注記、図表を含む）99枚程度、その要旨9枚程度とする。

2 修士論文の提出様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 黒表紙を付け、黒紐で綴り、3部（コピー可）を提出する。

(2) 表紙には、修士論文題目、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

（特定課題研究論文及び特定課題研究論文題目届の提出）

第6条 特定課題研究論文（要旨を含む。以下同じ。）は、次の期日までに研究科委員会に提出しなければならない。

(1) 前期（春学期）末の修了 7月7日

(2) 後期（秋学期）末の修了 1月7日

2 特定課題研究論文題目届は、次の期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(1) 前期（春学期）末の修了 5月7日

(2) 後期（秋学期）末の修了 11月7日

3 題目届提出後に題目を変更するときは、指導教員の承認を得て、所定の様式による特定課題研究論文題目変更届を特定課題研究論文と一緒に提出しなければならない。

（特定課題研究論文の作成及び提出の様式）

第7条 特定課題研究論文の作成様式は、次の各号の定めるところによる。

(1) 単位修得した演習論文を法律学専攻においては4本、国際政治学専攻においては3本を1冊にまとめる。

(2) 前号の各演習論文は、各演習担当教員の承認を得て、修了学期に作成するものを除き、単位修得後に補正することを認めるものとする。

2 特定課題研究論文の提出様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 黒表紙を付け、黒紐で綴り、3部（コピー可）を提出する。

(2) 表紙には、特定課題研究論文と題し、構成する各演習論文題目、各授業科目名、各担当教員名、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

（演習論文及び演習論文題目届の提出）

第8条 演習論文（要旨を含む。以下同じ。）は、次の期日までに研究科委員会に提出しなければならない。

(1) 前期（春学期） 8月25日

(2) 後期（秋学期） 2月10日

2 演習論文題目届は、次の期日までに演習担当教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 前期（春学期） 6月30日

(2) 後期（秋学期） 12月26日

3 題目届提出後に題目を変更するときは、演習担当教員の承認を得て、所定の様式による演習論文題目変更届を演習論文と一緒に提出しなければならない。

（演習論文の作成及び提出の様式）

第9条 演習論文の作成様式は、次の各号の定めるところによる。

(1) 日本語又は英語で作成する。

(2) 文書作成ソフトにより作成する。ただし、日本語で作成する場合は、手書きによることもできる。

(3) 文書作成ソフトによる場合、以下の様式で作成する。

〈日本語による作成〉

(a) たて書き

① A4判よこの用紙に1頁当たり1,200字（1行40字30行）とする。

② 枚数は、本体（注記、図表を含む）10枚程度、その要旨1枚程度とする。

(b) よこ書き

① A4判たての用紙に1頁当たり1,200字（1行40字30行）とする。

② 枚数は、本体（注記、図表を含む）10枚程度、その要旨1枚程度とする。

〈英語による作成〉

A4判たての用紙にWスペースで6,000語程度、その要旨400語程度とする。

(4) 手書きによる場合、以下の様式で作成する。

① A4判400字詰原稿用紙を使用する。

② ペン又はボールペンで清書する。

③ 枚数は、本体（注記、図表を含む）30枚程度、その要旨3枚程度とする。

2 演習論文の提出様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 表紙を付け、1部を提出する。

(2) 表紙には、授業科目名、担当教員名、演習論文題目、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

（学位論文の製本）

第10条 学則第31条及び学位規程第11条の規定により学位を授与された者の学位論文は、製本のうえ、1部を研究科委員会、1部を指導教員に提出するものとする。

(提出期日の特例)

第11条 第4条、第6条及び第8条に定める学位論文等及びその題目届の提出にかかる期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、以後最初の平日とする。

(その他の必要事項)

第12条 この細則に定めるもののほか、学位論文等の取扱いに必要な事項は研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

(事務担当)

第13条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第14条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、2008年3月6日に制定し、2008年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行をもって、広島修道大学大学院法学研究科演習コース修了判定に関する細則、広島修道大学大学院法学研究科の学位論文審査基準に関する内規及び広島修道大学大学院法学研究科学位論文等取扱に関する内規は廃止する。
- 3 この細則は、第1条見出しを改め、同条第2項を削り、新たに第11条を追加し、第11条を第12条に繰り下げて、2011年2月10日に改正し、同日から施行する。
- 4 この細則は、2013年6月6日に第10条を改正し、2013年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、2017年2月13日に第6条第1項、第2項、第3項及び第11条を改正し、2017年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、2017年2月13日に第2条及び第7条第1項1号を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この細則は、2019年5月15日に第5条第1項及び第9条第1項を改正し、2019年4月1日に遡って施行する。
- 8 この細則は、2019年7月10日に第8条第1項を改正し、2020年4月1日から施行する。
- 9 この細則は、2024年12月11日に題名、第1条、第3条及び第11条を改正し、第13条及び第14条を追加し、2025年4月1日から施行する。ただし、2024年度以前に入学した者に

については、第11条を除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。